

広帯域移動無線アクセスシステム委員会

BWA高度化検討作業班運営方針（案）

「広帯域移動無線アクセスシステム委員会」（諮問第2021号）に関する調査について、委員会が調査のために必要とする情報を収集し、技術的条件についての調査を促進させるために「BWA高度化検討作業班」を設置することとする。

1 作業班における調査事項

広帯域移動無線アクセスシステム委員会（以下「委員会」という。）は、「FWAシステムを除く広帯域移動無線アクセスシステムの高度化に関する技術的条件」について、調査を行う。

2 作業班の運営等

- (1) 主任は、作業班の調査及び議事を掌握する。
- (2) 作業班の会議は、主任が招集する。
- (3) 主任は、作業班の会議を招集する時は、構成員にあらかじめ日時、場所及び議題を通知する。
- (4) 主任は、構成員に調査研究の協力を求めることができる。
- (5) 主任は、必要があると認める時は、作業班に、必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ又は説明させることができる。
- (6) 作業班において調査された事項については、主任が取りまとめ、これを委員会に報告する。
- (7) その他、作業班の運営については、主任が定めるところによる。

3 会議の公開等

会議は、次の場合を除き、公開する。

- (1) 会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合
- (2) その他、主任が非公開とすることを必要と認めた場合

4 事務局

作業班の事務局は、総合通信基盤局電波部移動通信課がこれに当たる。